

令和6年（2024年）9月18日

部室課長
会計管理者 殿
各事務局長

総務部長

適正な通勤手当の申請について（通知）

令和6年（2024年）9月11日に豊島区職員の通勤手当の不正受給についての発表がありました（別紙参照）。

諸手当の適切な届出については、5八総労第3767号「諸手当（扶養手当・住居手当・通勤手当・児童手当）の届出 及び出張旅費について（通知）」（令和6年（2024年）3月25日付）にて通知しているところですが、交通手段をバスとしている区間を徒歩や自転車で通勤するなど、申請した交通手段と異なる方法で通勤しているものや、転居や人事異動により交通手段が変更となったにもかかわらず、必要な申請がなされていないなどということがないよう、申請内容と通勤実態について相違がないか確認をお願いします。また、通勤内容と通勤手当申請内容が相違する場合は、速やかに正しい内容で申請するようお願いします。

なお、故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして、手当を不正に受給する行為は、市に損害を与えるものであり、市の信用を失墜する行為として懲戒処分の対象となることがあります。

今後は、必要に応じて定期券及びICカードの利用履歴の提示を求めるなどの調査をする 것을検討していますので、御承知おきください。

【問合せ先】

会計年度任用職員以外の職員の通勤手当に関すること

総務部労務課 給与担当

電話 内線 2229 外線 042-620-7204

会計年度任用職員の通勤手当に関すること

職員の服務、懲戒処分に関すること

総務部職員課 人事担当

電話 内線 2223 外線 042-620-7203